○静岡県警察の監察に関する訓令

(令和元年8月7日静岡県警察本部訓令第5号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察の組織的かつ能率的な運営及び警察規律の振粛に資するため、県警察が実施する監察に関し必要な事項を定めるものとする。

(監察の種類等)

- 第2条 監察の種類は、業務監察及び服務監察とする。
- 2 業務監察とは、業務運営の実態を把握するための監察をいう。
- 3 服務監察とは、服務の実態を把握するための監察をいう。

(監察実施計画)

第3条 本部長は、年度の開始前に、当該年度の監察実施計画(監察に関する規則 (平成12年国家公安委員会規則第2号)第2条第1項に規定する監察実施計画をい う。以下同じ。)を作成し、速やかに、公安委員会に報告するものとする。

(監察の実施)

- 第4条 本部長は、監察実施計画に従い、監察を実施するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本部長は、警察の能率的な運営又はその規律の保持の ため必要があると認めるときは、随時、監察を実施するものとする。
- 3 本部長は、監察を実施するときは、担当者を指名するものとする。 (監察実施上の留意事項)
- 第5条 監察の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。
 - (1) 厳正かつ公平を旨とすること。
 - (2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
 - (3) 監察を受ける者の人権に配慮すること。
 - (4) 必要な限度を超えて監察を受ける者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

(資料の提出等)

- 第6条 第4条第3項の規定により担当者に指名された者は、職務上必要があると認めるときは、監察の対象所属の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に当該対象所属の職員を出頭させるよう求めることができる。 (監察実施後の措置)
- 第7条 本部長は、監察を実施したときは、その結果に基づき、業務の改善その他の 必要な事項を当該監察の対象所属の長に通知するものとする。

(監察実施状況の報告)

第8条 本部長は、公安委員会に対し、監察実施計画の内容に応じ、毎年度少なくと も1回、監察の実施の状況を報告するものとする。

(警察署長が行う監察)

第9条 署長は、毎年度少なくとも1回、管轄区域の交番等について監察を実施し、 その結果を県本部監察課長を経由して本部長に報告するものとする。 (その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、監察の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年8月8日から施行する。

(静岡県警察の監察に関する訓令の廃止)

2 静岡県警察の監察に関する訓令(平成12年県本部訓令第15号)は、廃止する。